

米原市のまちづくり条例をつくる会 ワーキンググループ発表資料

- …… 総則、基本原則
- …… 自治 - 行政
- …… 自治 - 住民・法人、地域、企業・事業体
- …… 自治 - 役割分担
- …… 情報

———— 平成 17 年 11 月 12 日 (土) ————

基本条例を作る会第1部会協議報告

部会開催日 10月20日(木)・11月9日(水)

討議課題 「総則」「基本原則」

本条例は、つくる会設立時より、「将来にわたって米原市のまちづくりの礎」となり、全国に向けても「米原市として発信できる」骨太なものとなるよう会員はもとより市長も期待しているものであり、市民にとっても親しみやすいものでなくてはならない。

米原市の市政は、市民(住民)と行政との協働により確立し、市民・行政ともに自己責任による自主的なまちづくりを目指しており、これの元建てとなる自治基本条例のキーワードを「自律(立)」とし、「市民の市民による**市民のためのまちづくり**」の実現に向けた「総則」「基本理念」となるよう討議した。

総則について

「自主の精神に根ざした市民(住民)の自己責任による**自律のまちづくり**」による、市民自治の確立と市民福祉の向上を目的とする。

「自律」「自立」どちらがより適しているかは全体会でも論議が必要と思われる。

基本原則について

全体会で協議された各項目はいずれも重要な基本理念であるが、基本条例の各条文や個別条例でより具体的に盛り込んだほうがよいと思われるもの、やや抽象的で「原則」とは言い切れないもの等があり、「自律のまち」の確立に必要不可欠なものとして、以下の項目を基本原則とすることとした。

- ・ 市民参加・参画
- ・ 市民と行政との協働
- ・ 情報の公開と共有
- ・ 人権尊重
- ・ 地域社会の連帯
- ・ (多様性の尊重)

基本条例全体として

本条例は「米原市の憲法」であると同時に、「市民のための条例」でなくてはならないため、表現についてもできるだけ判りやすくすることが求められる。

Ex. 多摩市自治基本条例

できれば「逐条解説」もいらなくらい

また、つくる会の活動報告とともに市内全世帯に配布することが望まれる。

自治・行政ワーキンググループ検討資料[班]

市の役割と責務

1 自治体運営の理念

- (1) 自治体運営の効率性を確保するため努力する責務
- (2) 市民の意見を市政に反映させる努力を行う責務

2 経営システムの明確化

積極的に思索の再構築を図るとともに市政の改革を進める責務

3 情報の公開と説明責任

4 総合行政の実現

縦割り行政の弊害が出ないよう総合的な市政運営を行う責務

市議会

議会の機能

- 1 地方自治法の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限ならびに執行機関に対する検査、および監査の請求等の権限を有する。
- 2 市民の意思が市政に反映され、適正に市政運営が行われているか執行機関を監視し、牽制する機能を果たすものとする。

議会の責務

- 1 会議を公開するとともに、議会が保有する情報を公開し、市民との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努める。
- 2 自らの機能と責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し、議会の役割を明確にするよう努める。

議員の責務

- 1 市民の代表者として自己研鑽に努め、品位と名誉を保持し、常に市民全体の利益を行動の指針とする。
- 2 議会活動に関する情報、市政の状況等について、市民に対して説明するよう努める。
- 3 市政調査、議案提出等の機能を積極的に活用するよう努める。

市長、他の執行機関および職員の責務

市長の責務等

- 1 市政の代表者として、この条例に定める基本原則に基づき、毎年市政の基本方針を明らかにし、自治の充実発展および市民の福祉の向上に必要な施策を講じなければならない。
- 2 常に市民の意向を掌握し、市政の課題に対処したまちづくりを推進しなければならない。
- 3 市民の信託に応え、市の事務の管理および執行に当たっては、誠実に職務遂行に努めなければならない。
- 4 職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、機動的かつ柔軟な組織となるよう常に見直しを図りつつ、この運

営および事務執行を行い、最小の経費で最良の行政サービスを提供できるよう努めなければならない。

他の執行機関の責務

市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、市長および他の執行機関と協力して市政の運営にあたらなければならない。

職員の責務

- 1 全体の奉仕者として、市民本位の立場に立ち、市民等との協働の視点を持って、公正かつ誠実、効率的に全力をあげて職務遂行に努めなければならない。
- 2 市民の信頼に応え、この条例の主旨に則して職務を遂行しなければならない。

米原市のまちづくり基本条例をつくる会 ワーキンググループ 班

(定義)

1. 市民
市内に住み、働きもしくは学ぶひとと、外国籍をもつひと、または市内に事業所を置く事業者をいう。
2. 外国籍市民
市内に住所を有し、外国籍をもつひとをいう。
3. 事業者
市内に事業所を有し、事業活動を行う個人および法人・企業・事業体をいう。
4. 参画
市の政策の立案、実施および評価にいたる過程に責任をもって主体的に関わることをいう。
5. 協働
市民・市がそれぞれの責任と役割分担に基きお互いの特性を尊重しながらまちづくりを進めることをいう。
6. 対等性
市民・市がそれぞれの役割分担に基づいて協働する関係性に上下はなく、平等であることをいう。
7. まちづくり
市民一人ひとりが関わりをもつ自らのくらしづくりそのものがまちづくりであることをいう。(行政を進める政策、施策、事業を含む。)

(市民の権利)

1. 市民は一人ひとりの人権が尊重され、市と対等であること。
2. 市民と市はお互いに市政に関する情報を共有すること。
3. 市民は市政に参画する均等な機会が保障されていること。
4. 市民・市は協働してまちづくりを行うこと。
5. 市民のコミュニティ活動は自主性と自立性を基本とし尊重されること。

(市民の義務)

1. 市民は、お互いに多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任をもってまちづくりに取組むよう努める。
2. 市民は、納税の義務を負うとともに市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努める。
3. 市民は、持続可能なまちづくりを進めるため環境の保全に努める。

(事業者の権利)

1. 事業者は、自己の責任において的確に判断できるよう市政に関する情報を知る権利を有する。
2. 事業者は、市政に参画する機会が保障される権利を有する。
3. 事業者は、その他の市民・市と対等の権利を有し協働してまちづくりを行う権利を有する。

(事業者の責務)

1. 事業者は、事業活動を行うにあたり自然環境および生活環境に配慮するよう努める。
2. 事業者は、社会的な役割を自覚し、その他の市民および市と協働しながら地域との交流をはかるよう努める。

(自治会の定義)

地域社会の文化や伝統に根ざした地縁組織。地域に住む市民相互が助け合い、地域の課題解決に向けて行動する住民自治の原点組織である。同時に市のまちづくりに大きく関わり、協働して市民と市政をつなぐ最小の行政単位でもある。

(自治会の権利)

1. 自治会と市は、対等な立場で役割分担を明確にし、市民の声が速やかに反映される機能的な組織(仕組み)のもとで協働してまちづくりを行う権利を有する。
2. 自分たちの地域を自分たちの手で築いてゆく自立性・自主性が尊重される権利を有する。
3. 地域の課題解決とまちづくりの過程において、必要に応じて市の支援を受ける権利を有する。

(自治会の責務)

1. 市民が安心して心豊かに暮らせる持続可能な地域社会をめざし、地域の課題解決とまちづくりに努める。
2. 多様な市民の声を市政に反映させるとともに、自ら考え、行動し、責任をもつ市民自治の社会づくりに努める。

(コミュニティ活動の定義)

市民自らがまちづくりの担い手として市民の多様なニーズを尊重し、活力のある自治社会をつくるために活動する自主的な市民活動。

(コミュニティ活動の権利)

1. 市民・市と協働し、まちづくりの担い手として自主的・自立性のある活動ができる権利を有する。

- 2 . 満20歳未満の青少年および子どもは、それぞれの活動にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。
- 3 . コミュニティ活動の非営利的で非宗教的、かつ公益性の高い活動に対し、必要に応じて市からの支援を受ける権利を有する。

(コミュニティ活動の義務)

- 1 . 市民自らがまちづくりの担い手であるという自覚と理念をもち、自らの発言と行動に責任をもつよう努める。
- 2 . まちづくりへの参加が自治を守り進めるものであることを認識し、その拡充に努める。

米原市のまちづくり基本条例をつくる会

ワーキンググループ 【役割分担】

【入れるべき要素】

おそらく、参加・参画・NPOなどについての基本的な考え方は、他グループでも議論がなされると思いますので、ここでは「役割分担」という視点で項目を考えてみました。他市町の条例を読んでいて感じるのは、市民に対する参加・参画の「保証」についての言及はあるのですが、市民自身の「責務」といった部分が非常に薄いということです。今回のワーキングでは、ルッチ大学出身の方などが「市民にも勉強を」と、非常に意識の高い方が集まっておられますので、米原版では、ここを大切に「市民による条例」を作り上げていければ・・・と考えました。

キーワード【市民参加・参画】【行政・住民の協働】【行政 - 市民の対等性】

- * まちづくりの基本原則として、市民自治のため本条例の全ての根底にあるものとして位置づけられていないといけない。
- * まちづくりは、市民の意思を反映していくとともに、市民と市及び市民同士が相互理解のもとに協働で進めていくことを基本とする。
- * 出来る限り市民に解り易い文章、言葉で表現し編集したい。
(市民のまちづくりに参加する意識を醸成する内容としたい。)
- * ポイント毎に解説を織り込んで理解しやすい内容としたい。
(条例と言った形式に拘る事無く親切な解きほぐした内容としたい)
- * 市民がまちづくりに参加することが必要な時代になってきた事を理解しやすく表し、市民の自覚、意識改革が必要な事をおり込みたい。
(これまでの行政の進め方に馴れている市民に参加の意識を持たせる、持てる内容としたい。)
- * 市民がまちづくりに参加する事によりその責任を果す事をおり込みたい。
(市民はこれまでの行政任せの考え方を脱却し市民自らのまちづくりへの参加と参加する責任を表したい)
- * 市職員に住民参加のまちづくりの時期にきている事を理解する内容をおり込みたい。
自律する市民
- * 市民と市職員はまちづくりのパートナーであることを表現したい。
(行政から発信するだけの一方通行のまちづくりでは無く協調である事、市民あつてのまちづくりとしたい)
- * 市職員は市民のよき相談相手となる事をおり込み表現したい。
(市民からの情報発信・意見を単なる予算とか資金繰りの難しさを等を理由に断る事無くどのようにしていくのか相談者でありたい。例えば、国県補助金を取ってくることや市補助金以外からの助成金制度の情報提供、弾力的な規制緩和による支援な

ど補助金以外の支援もある。)

- * 市職員は地域での住民であり地域のまちづくりのリーダーである事を自覚する事をおり込みたい。
(市職員も地域コミュニティの一員、市民に求める以上に参画の意識を持つような内容をおり込みたい)

【市民参加・参画】

- ・ 地域住民とのコンセンサス(意見の一致、合意)がまちづくりの基本である事をおり込みたい。
- ・ 主権在民、(議会对策でなく)住民がまちづくりの主役である事を表現したい。
- ・ 住民も地域社会に尽くす心をもち、自己に対して厳しく他人に対して暖かい心を養う事が必要である事をおり込みたい。
- ・ 一人一人が地域社会に貢献する事の意識改革が必要、地方の時代を作る第一歩として表現したい。
- ・ 危険に馴れてない(常に管理されている)ので自分を守り自立する事の必要な時期である事をおり込みたい。
- ・ 幅広い女性参加の姿が見える事を、女性のまちづくりへの参加の必要な時期である事をおり込みたい。
- ・ 参加・参画・協働のまちづくりは、子どもから大人までそれぞれの年齢に応じたかたちで行われ、当然男女の平等を基本とする。
- ・ 行政が市民へわかりやすく情報を提供することにより、市民の情報収集意識の向上
- ・ 外国人がまちづくりへの参加・参画できること。
- ・ 参加と参画は、基本的に言葉の意味が違うと思う。一般的に、参加はなかまに加わること、行事やイベントに加わる意味で、参画は、計画や企画立案に加わることとされている(広辞苑)

従って、本条例ではその使い方を区別して引用する必要があるのでは・・・

『参加』

- ・ 市民は、地域におけるさまざまな活動(コミュニティ活動・自治会活動・歴史的行事等)に積極的にかわり、豊かな地域社会づくりに努める。
- ・ 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利をもつ。ただし、強制されるものではなく、参加について機会を均等に保障されるべきものである。
- ・ 市民はまちづくり活動の参加に関して、意見を述べることができる。
- ・ 市民は、まちづくりの主体として、まちづくり活動において自らの意見と行動に責任をもつ。

- ・ 市民のまちづくりへの参加、不参加を理由として差別的な扱いを受けないこと。
- ・ 市民は、まちづくりにさまざまなかたちで主体的に関わる（参加しようとする）ことが、自らの自治や権利の拡充につながる。
（不参加もまちづくりへの一つの意思表示かどうか）

『参画』『行政・住民の協働』

- ・ 市の総合計画等重要計画の策定、重要政策・重要プロジェクト等の決定にあたっては、広く市民の参画を得てこれをすすめること。
- ・ 市は、市民が参画できるよう工夫する。（情報提供・参画における実施方法等）

参画の例

参画の形態としては、審議会や懇談会、市長が設置する専門委員等の委員として参画（公募の委員を必ず加える）

公聴会・ワークショップ等への参画

パブリックコメント・アンケート調査等に答える参画 など

- ・ 個別事業の実施、実施後の評価等については、市民の参画を得ながら協働で実施すること。
- ・ 市は、事業の実施にあたっては、多様な市民の知恵と工夫が活かされるよう努める。
- ・ 市は、課題解決に向けた自立的な取組みを行う各種団体等の自主性を尊重し、支援する。
（補助金に限らず、違うかたちでの支援「情報提供・場所提供・規制緩和等」も含めて）
- ・ 情報を事前に住民に公開し行政と一緒に地域住民の*：・（ ）：*を考える事から始めないと地方の時代はこない。
- ・ 自然災害にあった時の日常の事前準備と災害発生時の協力をおり込みたい。
- ・ 議員、市長、助役、教育長の理念が欲しい。
- ・ 職員は公僕精神をわきまえ市民の手本となる心構えが必要。
- ・ 市民も決められた税金、法律などを守り国や県、市町村を想うべき。
- ・ まちづくりはひとづくり。親だけでなく地域住民・行政が一体となって次代を担うこどもを育てる。

『行政 - 市民の対等性』

- ・ 行政と市民は、対等な立場で良好な関係（パートナーシップ）を保ちながらまちづくりをすすめる。
- ・ 市民は、自治体の経営者（納税者）であるという意識や感覚をもつ。
- ・ 市は、市民がまちづくりに関し理解を深めるために必要な学習機会を確保する（行政と市民が同じレベルで情報を共有する）
- ・ 市政の情報は住民、市職員相互が共有化する事をおり込みたい。
- ・ 市職員は市政への市民参加の呼掛けをする事と自主的に市政に参加を希望する市民を妨げない事を表現したい。

- ・ まちづくりの役割分担は、個人でできることは個人で、地域でできことは地域で、地域できないところを行政が、という相互の補完という考え方が原則で行われるものである。(補完性の原理)

『生涯学習の推進』

- ・ 市は、市民の自律を支援し、その社会参加を促進するために学習の機会を設けるよう努める。
- ・ 市民は、生涯にわたり学習機会を選択して学ぶ権利を有し、それを生かすことに努める。

米原市のまちづくり基本条例をつくる会 グループ検討内容

情報の共有

情報共有の必要性
市民への情報提供
情報提供を補完する制度
個人情報保護の原則

.....

情報共有の必要性

.....

真の地方自治を創造するために、市民が市政に関心を持ち、責任を持って自らの意見を述べ、的確な判断を下し、責任ある行動を起こすことが求められている。

そのためには市は市民に対して、市政に関する情報をわかりやすい形で提供、説明する必要がある。

市と市民は互いに市政に関する情報を共有しあうことをまちづくりの原則とする。

.....

市民への情報提供（説明責任・手段）

.....

- ・市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政運営を図るため、市政に関する情報を積極的に、市民に公開し、提供することにより、情報の共有に努めなければならない。
- ・市政情報の提供にあたっては、最も有効な広報媒体を用いて、市民にわかりやすく説明しなければならない。

.....

情報提供を補完する制度

.....

市民の知る権利を保障するため、市が保有する情報については、請求行為に基づき原則として公開されるよう、別に定める条例（情報公開条例）により制度として確立しておく必要がある。

しかしながら、真の地方自治を創造するためには、こうした情報公開制度によることなく、市は各種の媒体を用いて市政情報の提供に努め、共有化を図ることが何より肝要である。

当然のことながら市は自ら提供すべき市政情報を掌握し、時期や手段を検討した上で積極的に市民に提供するよう努めることは言うまでもないが、恣意的に情報が選択されることや時機を失することを防ぐため、ここで補完する制度について考える。

- ・市民は、法令等により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を請求し、取得する権利を有する。
- ・市は市民に対し、施策の計画段階から情報公開に努めなければならない。
- ・前項を実施するため市民代表による米原市広報促進委員会を置く。
- ・広報推進委員会は定員5人とし、公募で選任した委員を2人以上入れなければならない。
- ・広報推進委員会は毎月1回定例会を開き、広報すべき事項、内容、方法について協議する。広報内容等について委員の意見が割れたときは多数決で決め、市長はその結果を尊重しなければならない。
- ・服務、権限、業務などについては別に定める。

広報すべき事項として 予算案と解説 中長期の財政見通し 新規重点事業 突発的な事件、事故などを掲げ、委員会の活動内容には 市長・市民の対話集会 市外の専門家を招いてのシンポジウム開催 委員会独自の広報活動などを掲げたい

.....

個人情報保護の原則

.....

市が保有する個人情報の開示、訂正、削除を請求する、個人の権利を保障する。
 収集した個人情報は厳重に管理し、適正な取り扱いに関して必要な事項を定める。

- ・市議会および市の執行機関は市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、削除などを請求する権利を保障するとともに個人情報に関して、厳重にこれを管理し保護するための必要な措置を講じなければならない。

[検討事項]

「信頼される市政の実現」、「公正で民主的な市政」といった文言を条文に盛り込むか。

.....

重要事項にかかる住民意思の確認（住民投票）

.....

市民と市の将来に大きな影響を及ぼす重要事項の判断においては、直接民主主義の制度を取り入れ、最終的な市民の意思を確認するため住民投票を用いることができるものとする。

住民投票の実施においては、議会制民主主義（間接民主主義）との間で議論のあるところではあるが、議会制民主主義を否定するものではなく補完するものとして位置づけ、市民生活に大きな影響を及ぼす重要事項に関しては、直接自らの意思を表明できる権利を確保し、よりの確に民

意を反映できるよう調整を図る必要がある。

あくまでも最終手段であり、当然のこととして住民投票に至るまでに解決することが望ましい。

旧米原町で実施された「米原町の合併についての意思を問う住民投票(平成14年3月31日)」では全国ではじめて永住外国人に投票資格を付与したことで話題となったが、地方自治法上、住民として基本的な権利義務は日本国民にも外国人にも認められていることであり、全住民に関わる重要な問題についての住民投票については、永住外国人への投票資格の付与は当然のこととして認められるべきものである。

- ・市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。
- ・市および議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- ・住民投票の投票資格を有する者は、原則として本市に住所を有する年齢満18年以上の者とする。
- ・住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。